

市長・市議会議員の同時選挙 を考える

発行: 伊豆市議会

なぜ同時選挙を検討するのか？

■市民の声

「市長選挙と市議会議員選挙を同じ日にすれば良いのに」
という意見が市民から寄せられています

しかし

法律の壁（地方自治法第93条）

市長・議会議員の任期は法律で4年と厳格に定められています

原則として任期途中の失職などの特別な事由がない限り
選挙時期を任意にずらすことはできません

伊豆市における任期のズレの背景

- 平成16年に旧4町の合併により伊豆市が誕生
- 市長は4月の選挙から任期がスタート
- 市議会は合併特例法(在任特例)を適用して旧町議会議員56名が10月まで任期を延長
(理由:合併前の各町の「決算認定」を最後まで見届ける必要があった)
- 11月から議員任期が始まったことで市長選(4月)と市議選(10月)の時期が分かれ(ズレ)ました

任期を合わせる4つの手法

➡ ①議会の自主解散

議会の解散に関する特例法により議会の決断で実施可能
ハードルはあるが現実的

➡ ②市長の辞職

市長が市議選前に数カ月の任期で辞職する手法
ただし、同じ年に市長選が2回発生する

➡ ③市長の不信任決議→市長の議会解散権の行使

行政混乱時などに限られる 例: R7年の伊東市議会

➡ ④リコール(住民請求)

有権者の1/3以上の署名による住民投票
極めて高いハードル

議会の決断で進められる①議会の自主解散が主な検討対象です

自主解散の要件とタイミング

■ 成立要件

議員の3/4以上が出席→その4/5以上の同意が必要

■ 伊豆市議会の場合

出席議員14人の場合→12人の同意が必要

■ 想定スケジュール

令和10年3月定例会での解散

※公職選挙法により議会解散の日から40日以内に選挙を実施する必要があるため、3月定例会の会期と市長選挙投票日の整合性を考慮して検討します

同時選挙のメリット

- ▶ 投票率の向上

市民の関心が高まり投票率の向上が期待される

- ▶ 市民負担の軽減

投票に行く回数が減り、地域行事などへの影響が減る

- ▶ 選挙事務の効率化

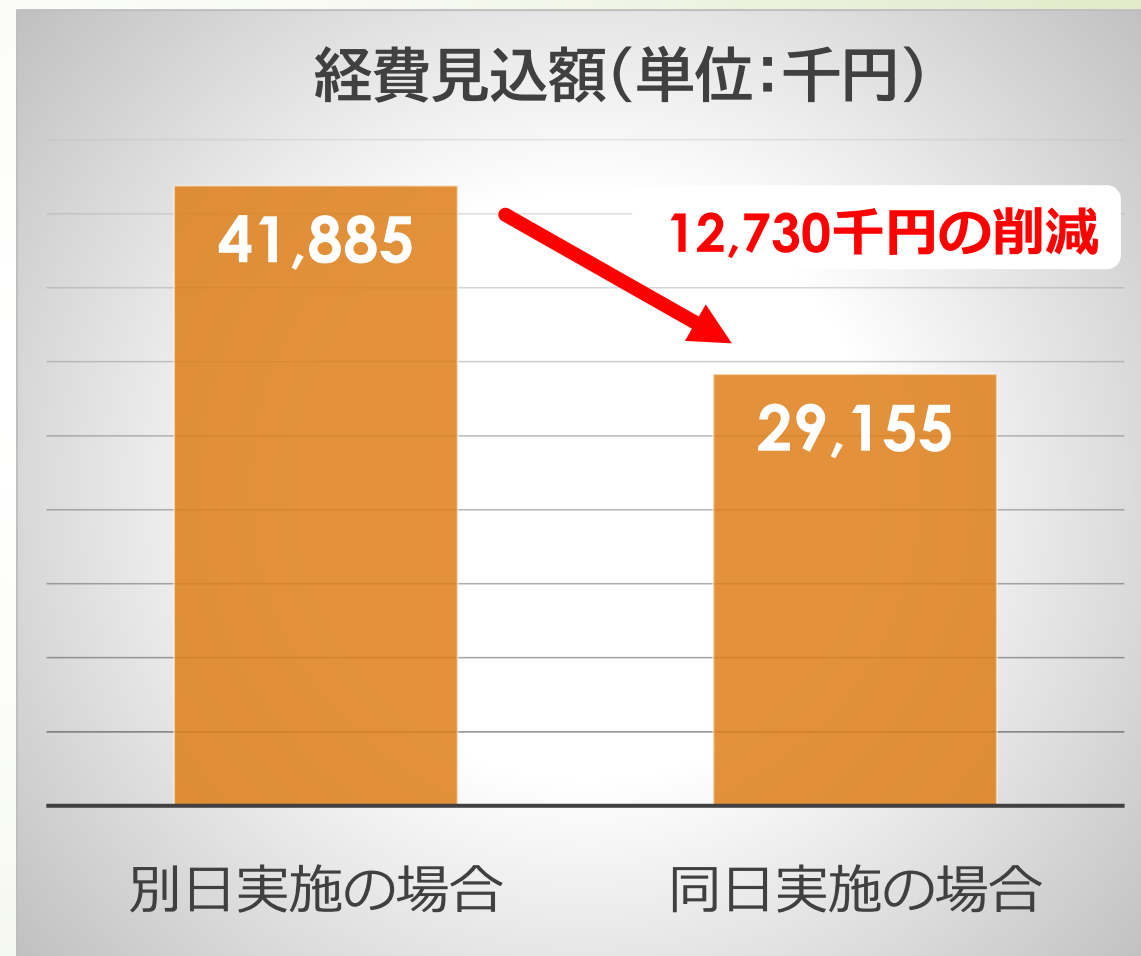
選挙事務が一つにまとめられ選挙事務の負担が軽減される

- ▶ 選挙費用の大幅削減

1,270万円の削減効果

選挙経費の試算

投票立会人の報酬や職員の
時間外勤務手当、郵便料等が
大幅に抑制され、選挙経費全体
の約30%の削減が見込まれる



同時選挙のデメリット

■ 投票の複雑化

複数投票を扱うことによる投票用紙への誤記入の懸念

■ 議会機能の停止

解散から新議会発足まで議会機能が停止し臨時会が開けない

4年間の議員任期が果たせない

■ 解散による選挙運動の困難さ

選挙期日が不明確で、新人候補者が不利になる

■ 解散制度の周知と定員割れのリスク

解散事例が少なく市民への周知が難しい

任期満了半年前の議員選挙となり、定員割れのリスクが高くなる

他自治体の事例

～同時選挙を目的として自主解散した議会～

解散理由の主なもの

- ➡ 兵庫県加東市(令和8年3月解散)
- ➡ 岐阜県海津市(令和7年3月解散)
- ➡ 三重県伊賀市(令和6年10月解散)
- ➡ 三重県名張市(令和4年3月解散)

投票率の向上

事務の効率化

歳出削減による
行政サービスの
向上

市民負担軽減

市民の声

今後の取り組みとスケジュール案

令和8年8月～10月

市民アンケートの実施

令和8年12月

市民アンケート結果の公表

令和9年3月定例会

翌年3月に自主解散する旨の決議

令和9年5月

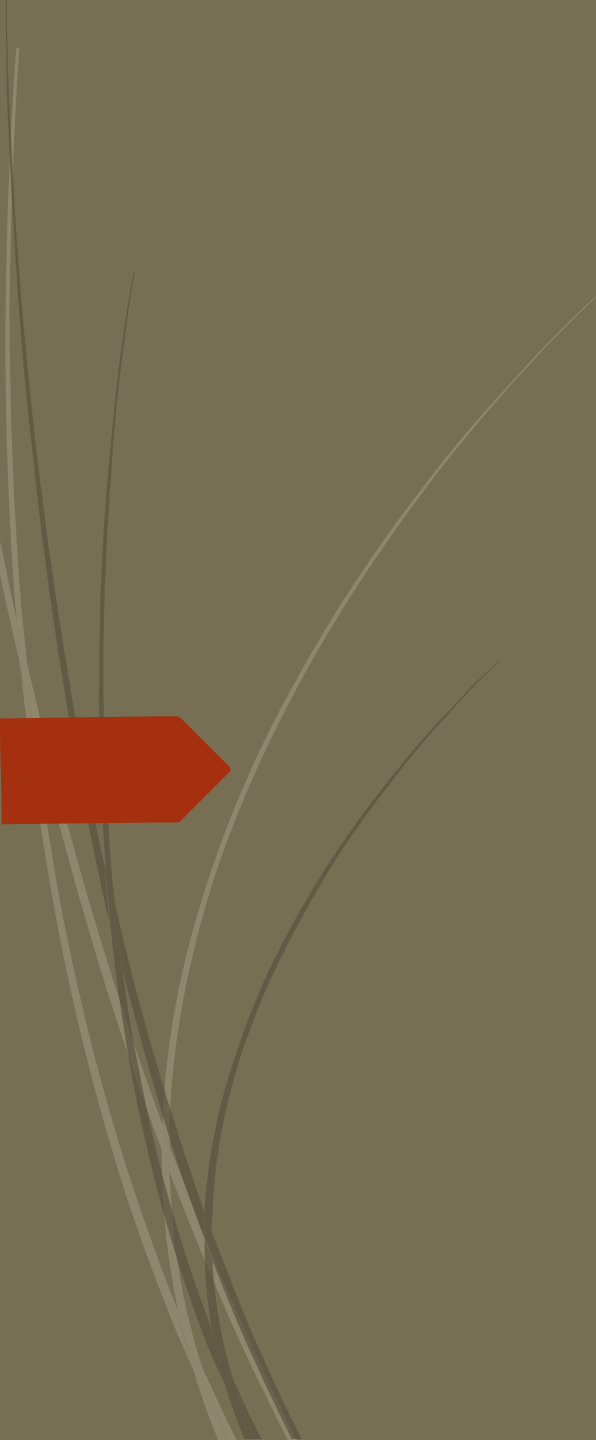
決議の議員賛否と議員意見書の公表

令和10年3月定例会

市議会自主解散の議決

令和10年4月

市長・市議会議員の同時選挙



ご清聴ありがとうございました

市民アンケートで皆様のご意見を

お聞かせください